

IV 整備基準の解説

整備基準の解説

1 整備基準の位置付け

整備基準は、「障害者高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準」であり、条例第14条第2項に基づき、規則で定めることとしている。

この整備基準は、障害者、高齢者等の利用を阻んでいる障壁を除去するための整備についての基本的事項を定めたものである。

なお、建築物に関する整備基準については、原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）の利用円滑化基準に準じている。

2 整備箇所

整備すべき箇所として、建築物にあつては、廊下（廊下に付随して設けられるロビー、ホール、エレベーターの乗降ロビー等を含む。）、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、利用円滑化経路（利用円滑化経路を構成するエレベーター、エスカレーターを含む。）、案内設備までの経路、レジ通路及び公共的施設の改札口を、道路、公園等、路外駐車場にあつては、歩道、公園等の出入口、園路、駐車場などを定めている。

これらの箇所は、主として施設を利用するために人が移動するための空間であり、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするためには、特に整備が必要とされる箇所である。

ただし、これらの箇所にあつても、整備基準が適用されるのは不特定かつ多数の者が利用する部分に限られ、施設の管理人又は従業員などの特定の者のみが使用する部分や災害等の緊急時にのみ利用され普段は一般の利用に供しない部分などについては整備基準は適用されない。

ア 不特定かつ多数の者の利用に供する部分が対象であり、倉庫、機械室等、専ら従業員等特定の者のみが使用するバックヤードの部分は含まない。

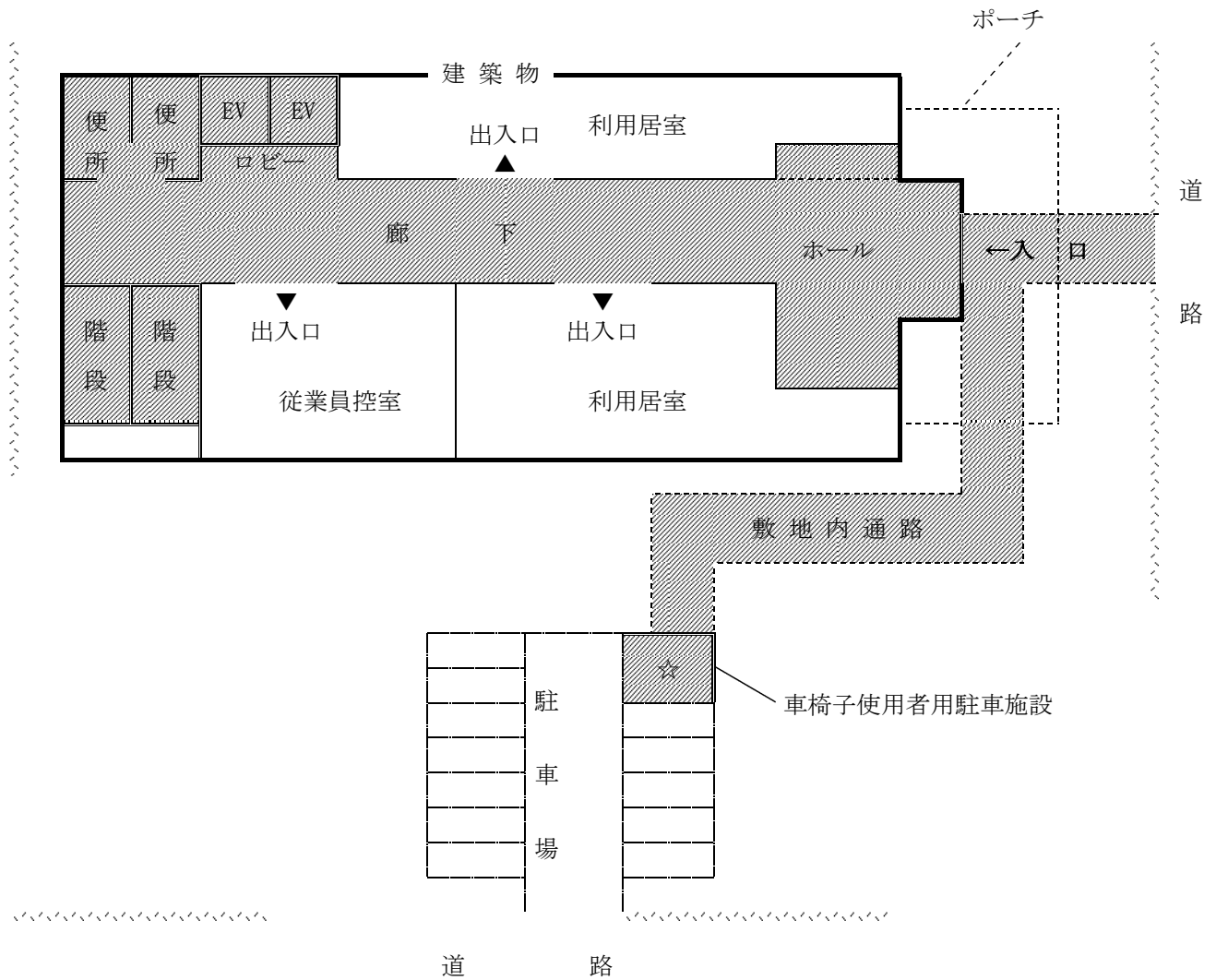
イ 災害時の緊急時にのみ一時的に利用され、常には一般の利用に供しない避難階段等は該当しない。

ウ 共同住宅については、廊下、階段、昇降機等の共用部分のみが対象となり、住居内については適用されない。

公共的施設整備基準一覧

整備箇所	整備基準の内容	
1 廊下等	(1) 全ての廊下	滑りにくい仕上げ
	(2) 階段又は傾斜路の上端に接する部分	点状ブロック等の敷設
2 階段	(1) 階段	①手すりの設置 ②滑りにくい仕上げ ③識別しやすく、つまづきにくい段 ④回り段の禁止
	(2) 段がある部分の上端に近接する踊り場部分	点状ブロック等の敷設
3 傾斜路	(1) 傾斜路	①手すりの設置 ②滑りにくい仕上げ ③識別しやすい傾斜路
	(2) 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場部分	点状ブロック等の敷設
4 便所	(1) 一以上の便所	①車椅子使用者用便所の設置 ②腰掛便座、手すり等の適切な配置 ③十分な空間の確保 ④標識の設置
	(2) 一以上の男子用小便器のある便所	床置き小便器の設置
5 敷地内通路	(1) 全ての敷地内通路	滑りにくい仕上げ
	(2) 段	①手すりの設置 ②識別しやすい段 ③つまづきにくい段
	(3) 傾斜路	①手すりの設置 ②識別しやすい傾斜路
6 駐車場	(1) 一以上の車椅子使用者用駐車施設	①幅の確保(350cm以上) ②車椅子使用者用の表示 ③出入口に近い位置への設置
7 利用円滑化経路	(1) 一以上の利用円滑化経路	①道等から利用居室 ②利用居室から車椅子使用者便房 ③車椅子使用者駐車施設から利用居室
	(2) 階段又は段	設置の禁止
	(3) 出入口	①幅の確保(80cm以上) ②通過可能・前後に高低差なし
	(4) 廊下等	①幅員の確保(120cm以上) ②転回用空間の確保(50m以内) ③通過可能・前後に高低差なし
	(5) 傾斜路	①幅員の確保(120cm以上・階段併設:90cm以上) ②勾配の確保(1/12以下・高さ16cm以下:1/8以下) ③踊場の設置(75cm以内ごと幅150cm以上)
	(6) 昇降機	①各種表示装置等の設置 ②出入口幅の確保(80m以内) ③籠停止階・籠の構造 ④乗降ロビーの構造等 ⑤2000㎡以上の建築物の籠 ⑥視覚障害者利用の籠
	(7) 特殊な構造又は使用形態の昇降機	①エレベーターの構造 ②エスカレーターの構造
	(8) 敷地内通路	①幅員の確保(120cm以上) ②転回用空間の確保(50m以内) ③通過可能・前後に高低差なし 傾斜路(5)に同じ
8 案内設備	(1) 一以上の視覚障害者利用円滑化経路の設置	①誘導ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置 ②点状ブロック等の敷設 ③段又は傾斜路の上端に点状ブロック等の敷設
9 レジ通路・改札口	(1) 一以上のレジ通路及び公共的施設の改札口	①幅の確保(80cm以上) ②通過可能構造の戸 ③段の禁止

整備箇所の解説図（整備基準の適用の対象となる公共的施設の範囲イメージ）



通路、出入口、階段に係る寸法の基本的な考え方

80cm	→ 車イスが通過できる寸法
90cm	→ 車イスで通過しやすい寸法 通路を車イスで通行できる寸法
120cm	→ 通路を車イスが通行しやすい寸法 人が横向きになれば車イスとすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
140cm	→ 車イスが回転（180° 方向転換）できる寸法
150cm	→ 車イスが回転できる寸法 人と車イスがすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180cm	→ 車イスが回転しやすい寸法 車イス同士が行き違いやすい寸法

（参考）上記の元となっている寸法体系

（ ○ 利用が可能である寸法
◎ 利用が容易である寸法 ）

	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	210
車イスが通過	○	◎										
松葉杖で通過					◎							
車イスで通行		○			◎							
松葉杖で通行					◎							
車イスと人のすれ違い					○			◎				
車イスが方向転換							○				◎	
車イス同士のすれ違い											◎	
車イスが回転								○				◎
松葉杖で階段を昇降					○			◎				

各公共的施設における不特定かつ多数の者が利用する部分（整備が必要な部分）の考え方

公共的施設	整備が必要な部分
(1) 社会福祉施設	・施設利用者（従業員を除く）が利用する部分 ※施設の特徴から不特定かつ多数の者が利用する部分と利用しない部分に分かれる場合、不特定かつ多数の者が利用する部分のみを整備すれば適合とする。
(2) 医療施設	・患者が利用する部分
(3) 官公庁施設	・来庁者（一般住民）が利用する部分
(4) 教育施設	・児童・生徒・学生、教職員が利用する部分
(5) 文化施設	・来館者が利用する部分
(6) 削除	
(7) 宿泊施設	・宿泊者が利用する共用部、及び客室までの経路 ※全ての客室までの経路、客室内部についても整備することが望ましいが、共用部と最低1つの客室までの経路を整備すれば適合とする。
(8) 娯楽施設	・客が利用する部分
(9) 集会施設	・施設利用者が利用する部分（ただし、バックヤードは除く。）
(10) 展示施設	・来館者が利用する部分
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	・客が利用する部分
(12) 環境衛生施設	・外来者が利用する部分（※バックヤードは除く）
(13) 公共事業を営む店舗等	・客が利用する部分
(14) 金融機関の店舗	・客が利用する部分
(15) 物品販売業を営む店舗	・客が利用する部分
(16) 飲食店等	・客が利用する部分
(17) サービス業を営む店舗	・客が利用する部分
(18) 自動車車庫	・施設利用者が利用する部分
(19) 自動車教習所等	・生徒、来客が利用する部分で出入口から受付までの経路 ※教室については整備することが望ましいが、受付までを整備すれば適合とする。
(20) 複合施設	・不特定多数の者が利用する共用スペース（出入口、廊下、階段、便所、エレベーター、駐車場等）
(21) 共同住宅等	・共用部（ホール、談話室、食堂、浴室等、共用廊下）
(22) 地下街等	・共用部分
(23) 事務所	・外来者が利用する部分
(24) 工場	・一般客向けの見学ルート、ショールーム等の部分 ※従業員や関係取引先のみが訪れる場合（不特定多数の者が利用する部分がない場合）は整備の対象とならない。（届出不要）

別表第2（第3条関係）の解説

1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 廊下その他これに類するもの （以下「廊下等」という。）	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

廊下については、全ての廊下が満たすべき共通性能として「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。また、階段又は傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者の転落を警告するため、点状ブロック等の床面への敷設を規定している。

- ・「自動車駐車施設」について、階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設を免除しているのは、視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行することが見込まれているためである。
- ・滑りにくい材料については、高齢者・障害者などに配慮した建築設計標準（令和3年3月 国土交通省）（以下、「設計標準」という。）P2-301を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(2) 建築物の階段 (その踊場を含む。以下同じ。)	ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。こと。 エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

屋内の階段、及び建築物に付属する屋外の階段が整備の対象となる。

階段については、不特定かつ多数の者が利用する避難階以外の階に通ずるものは全て基準に適合することを求めている。

- ・点状ブロックの敷設は、階段に連続手すりを設置した場合には緩和される。
- ・滑りにくい材料については、高齢者・障害者などに配慮し設計標準 P2-301 を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・点状ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

部 分	整 備 基 準
(3) 建築物の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。こと。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分の上端に近接する踊場の部分が(1)の項イの(ア)から(カ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

屋内の傾斜路、及び建築物に付属する屋外の傾斜路で、「勾配が12分の1を超える傾斜」、又は「高さが16センチメートルを超える傾斜」のものが整備の対象となる。

傾斜路の材質は、(1)の項及び(2)の項に定めるものと同様に「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。

- ・勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている12分の1を基本勾配として採用している。
- ・踊場の規定は、スロープの長さが長く(勾配12分の1で9m)なる場合には昇降中の車椅子使用者が休憩及び加速できるような平坦な部分を設ける必要があることから設けたものである。
- ・手すりは片側でもよいこととしている。なお、片側まひの方による利用等を考慮した場合、できる限り両側に設けることが望ましい。(2)階段の場合も同様)
- ・さらに、弱視等の視覚障害者のために傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする。こと及び踊場に点状ブロック等の警告ブロックを設けることを規定している。
- ・滑りにくい材料については、設計標準P2-301を参考とする。
- ・整備の対象とならない傾斜路であっても、整備基準に適合することが望ましい。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(4) 便所	<p>ア 1 以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1 以上設けること。</p> <p>a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1 以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1 以上設けること。</p>

便所の基準は不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にのみ適用される。従業員用の便所のみを設けている場合などには適用されない。

- ・不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける建築物には1 以上の車椅子使用者便房を設けることを定めている。
- ・車椅子使用者用便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定している。十分な空間については、径 150cm 以上（便房内部で車椅子が回転できる空間）を確保出来ることが基準となる。
- ・出入口については、有効 80cm 以上（車椅子による出入に支障がない寸法）が確保出来ることが基準となる。
- ・車椅子使用者用便房の位置を示す標識を便所の出入口又はその付近に掲示し、適切に情報提供するよう規定している。
- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、1 以上の床置き式小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けることを規定している。
- ・車椅子使用者用便房を複数設置する場合は、そのうち1 以上にオストメイト用設備を設けることが望ましい。

【届出時】

- ・車椅子使用者用便房の位置、寸法、内部の設備、標識の設置位置を確認できるよう、平面図等に明記すること。
- ・十分な空間が確保出来ていることを示すために、平面図にφ 150cm の内接円を明記すること。

部 分	整 備 基 準
(5) 敷地内の通路 (屋外)	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

敷地内の通路とは、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路の全てを対象としており、(7)障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（利用円滑化経路）以外も整備することが望ましい。ウ傾斜路については、屋外に設ける傾斜路で、「勾配が12分の1を超える傾斜」、又は「高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜」のものが整備の対象となる。

- ・材質は、(1)の項、(2)の項及び(3)の項に定めるものと同様に「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。
- ・段がある場合には、(2)の項のア、ウ及びエに定める構造に準じたものとするを規定している。
- ・傾斜路がある場合には、(3)の項のア及びウに定める構造に準じたものとするを規定している。
- ・整備の対象とならない傾斜路であっても、整備基準に適合することが望ましい。
- ・滑りにくい材料については、設計標準 P2-301 を参考とする。
- ・敷地内の通路の範囲については、設計標準 P2-37 を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (7)の項アの(イ)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

建築物に1以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることを規定している。

- ・車椅子使用者用駐車施設は車椅子使用者が自立して乗降できるよう十分な乗降スペースを確保するため、駐車ますの幅を350cmとしている。
- ・車椅子使用者用駐車施設である旨の表示は路面への表示のみでも可とするが、車が駐車すると隠れてしまうため、区画の塗装や立て看板の設置等の見やすい方法で併せて表示することが望ましい。（立て看板については、三角コーン等、簡易的なものでもよい。）
- ・車椅子使用者の利便性を考慮し、「車椅子使用者用駐車施設」は、利用居室までの経路をできるだけ短くするような位置に設置するよう規定している。

【届出時】

- ・車椅子使用者用駐車施設の位置、車椅子使用者用駐車施設である旨の表示位置を図面で確認できるよう、配置図等に明記すること。

部 分	整 備 基 準
<p>(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる屋内外の経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(7)から(9)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(7) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（(7)の項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(9)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ロ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ロ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(イ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメー</p>

	<p>トル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（(カ)に定めるものを除く。(カ)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>a 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>c 籠の奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>d 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>h 用途面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあっては、a から c まで、e 及び f に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 籠の床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。</p> <p>(b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、a から h までに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(カ) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造方法とすること。</p>
--	--

	<p>a エレベーターにあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第9号に規定するものとする。</p> <p>(b) 籠の床面積は、0.84平方メートル以上とすること。</p> <p>(c) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。</p> <p>b エスカレーターにあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降させることができ、かつ、当該運転時の定格速度が30メートル以下であること。</p> <p>(b) 2枚以上の踏段を同一の面とした先端の部分に車止めを設けること。</p> <p>(※) 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(5)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>d 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(b) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ウ アの(ア)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりイの(イ)の規定によることが困難である場合におけるア及びイの規定の適用については、アの(ア)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
--	--

この項では、「道等から利用居室」、「利用居室（又は道等）から車椅子利用者用便房」及び「車椅子利用者用駐車施設から利用居室」の経路のうち、一以上を利用円滑化経路とし、出入口、廊下等、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路の整備をすることについて規定している。

- ・「1以上」とは、想定されるいくつかの経路のうちで、最低1ルート以上を「利用円滑化経路」として設定する必要があるということである。なお、上記の3経路については、それぞれの経路ごとに最低1ルート以上の「利用円滑化経路」の設定が必要である。
- ・アの(ア)は、「各利用居室」の1出入口から、道等に至るまでの経路のうち1以上を利用円滑化経路とし

て整備することを規定したものである。

- ・アの(ア)の括弧書きは、「2層の建築物は、地上階の直上階若しくは直下階の居室への移動円滑化経路の整備を免除する」規定であり、「直接地上へ通ずる出入口のある階（地上階）」又は「地上階の直上階若しくは直下階」のみに居室（利用居室）がある場合の緩和を示したものである。
- ・イの(イ)では、障害者、高齢者等の「つまづき」や「転倒」を考慮して、傾斜路又は昇降機を併設する場合を除いて、階段又は段の設置を禁止している。
- ・出入口については、設計標準 P2-69 を参考とする。
- ・屋外に通じる出入口の建具は、雨仕舞の関係等から段差が生じる場合には、高低差 2cm 程度で丸みを持たせる、すりつけを設ける等、車椅子の妨げとならないよう配慮すれば段と見なさない。
- ・居室からバルコニーやテラスへの出入口についても、段差がないことが望ましい。
- ・イの(イ)の a の「幅」は、「有効幅」をいう。以下の項で同様とする。なお、引戸の有効幅は、引き残り部分は含めない寸法である。
- ・イの(イ)の a の「幅」で廊下等に手すりがある場合は、手すりの内側で計測した寸法である。
- ・イの(イ)の b の「車椅子の転回に支障がない場所」とは、径 150 cm 以上のスペースや T 字形の交差部などが該当する。
- ・イの(イ)の a の「傾斜路の幅」120 cm は、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法であり、「階段に併設する場合の幅」90 cm は、傾斜路を車椅子で通行できる寸法である。
- ・イの(イ)の b の勾配は、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている 1/12 を基本勾配として採用している。なお、高さが 16 cm 以下の場合には、建築基準法で規定されている最大勾配 1/8 まで認めている。
- ・イの(イ)の b の籠及び昇降路の出入口の幅 80 cm は、車椅子が通過できる寸法である。
- ・イの(イ)の c の奥行き 135 cm は、11 人乗りの籠の奥行き寸法である。なお、電動車椅子の収納可能寸法である。
- ・イの(イ)の d の乗降ロビーの寸法 150 cm 角は、車椅子の転回可能寸法である。
- ・イの(イ)の f の籠の現在位置を表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯のことである。
- ・イの(イ)の h（用途面積 2,000 m²以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く））の(a)の籠の床面積 1.83 m²は、11 人乗りの場合の最小床面積である。
- ・イの(イ)の i の基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーに限って適用される」ので、注意をすること。
- ・イの(イ)の特殊な構造又は使用形態の昇降機には、階段昇降機、段差解消機等がある。
- ・イの(イ)は、利用円滑化経路を構成する「敷地内の通路」を規定したものであり、(5) の項の「敷地内の通路」の基準に、さらに別の基準を上乗せしている。
- ・ウの「利用円滑化経路を構成する敷地内の通路」が地形の特殊性によりイの(イ)の規定によることが困難な場合とは、急傾斜地等の地形をいう。

【届出時】

- ・設定した「利用円滑化経路」を確認できるよう、配置図、平面図等に明記すること。

- ・利用円滑化経路の各種寸法を確認できるよう、配置図、平面図等に明記すること。
- ・敷地内の段差の有無を確認できるよう、高低差を明記すること。
- ・設定した利用円滑化経路が複数ある場合は、それぞれについて明記し、利用円滑化経路の数を公共的施設整備計画表（様式第1号（その1））に明記すること。

部 分	整 備 基 準
(8) 案内設備までの屋内外の経路	<p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、道等から案内設備までの経路が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がイに定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ウ) 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>a 車路に近接する部分</p> <p>b 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（(1)の項イの(ウ)若しくは(イ)のいずれかに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。）</p>

道等から案内設備までの経路は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの」に限られる。また、案内設備を設けない場合は対象とならない。

- ・「一以上」とは、想定されるいくつかの経路のうちで、最低1ルート以上を「視覚障害者利用円滑化経路」として設定する必要があるということである。
- ・「案内設備」とは、不特定かつ多数の者並びに視覚障害者が利用する場合で、施設全体を表示する案内板（音声案内・点字等の機能がついていないものも含む）、点字案内板及び音声誘導案内設備等をいい、受付等（常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がいる場所）を含む。
- ・受付等から容易に視認できる場合やインターホンで対応しそこから直接的対応ができる場合には、その位置を当該出入口と見なし、ただし書きを適用することができる。ただし書きを適用する場合は、届出書の欄外にその旨を明記すること。
- ・イの(ウ)及び(イ)では、「視覚障害者利用円滑化経路」の構造等を規定している。

(常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がいる受付等の例)

- ・百貨店の総合案内
- ・銀行の窓口
- ・宿泊施設のフロント
- ・総合病院の案内所

(常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がおらず、案内設備に該当しない受付等の例)

- ・物品販売業を営む店舗等のサービスカウンター
- ・個人病院の受付

【届出時】

- ・案内設備、インターホン、点字ブロック等の設置位置がわかるよう、配置図、平面図に明記すること。

部 分	整 備 基 準
(9) レジ通路及び 公共的施設の改 札口	<p>ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものとする こと。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(i) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易 に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口のうち1以上は、アに定め るものとする。</p>

この項では、スーパーマーケット等のレジ通路、及び公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口の
うち一以上は、車椅子使用者が通過できるような構造とすることを求めている。

- ・ 出入り口の幅 80 cm は、車椅子が通過できる寸法である。
- ・ 「車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造」には、車椅子使用者が通過できない構造の「回転扉等
としない」ことを求めている。
- ・ 「その(戸の)前後に高低差がないこと」とは、車椅子使用者が楽に通過できる仕様の段(例:高低差が 2 cm
程度で丸みを持たせた段)が該当する。

【届出時】

- ・ 寸法を確認できるよう、平面図等に明記すること。

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 障害者、高齢者等が円滑に通 行できる経路 (以下「移動円 滑化経路」とい う。)</p>	<p>ア 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（条例第25条に規定する公共車両等及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路のうち乗降場ごとに1以上を移動円滑化経路とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、aに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、(7)のaに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路は、1の表(7)の項イの(イ)のaからcまでに定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p>

- (エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。
- a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。
 - c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - e 籠内に手すりを設けること。
 - f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
 - g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - k 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - l 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
- (オ) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> a 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい材料で仕上げること。 b 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。 c 踏段の端部とその周囲の部分及びくし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により踏段相互及びくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。 d エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない場合は、この限りでない。 e 幅は、80センチメートル以上とすること。 f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。 <p>(カ) 当該移動円滑化経路を構成する改札口のうち1以上の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>(2) 通路その他これに類するもの (以下「通路等」という。)</p>	<p>ア 通路は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (イ) 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別でき、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を張り付けること。 (ウ) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (オ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 (カ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (キ) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

	<p>(ウ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>オ エの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と(1)の項ウの(エ)のjの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、(5)の項エの規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び(4)の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、エのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
--	---

<p>(3) 便所</p>	<p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には手すりを設けること。</p> <p>オ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（便房を含む。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>カ 移動円滑化経路とオに規定する便所との間の経路における通路のうち1以上は(1)の項ウの(イ)の a から c までに掲げるものとする。</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。</p> <p>(エ) 出入口に戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(オ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) 便房には、腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、(1)の項ウの(イ)の a から c までに掲げるものとする。</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの</p>

	<p>前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 待合所及び案内所のうちそれぞれ1以上は、アに定める構造に準ずるものとする。</p>
(5) 案内設備	<p>ア 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。エにおいて同じ。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
(6) 券売機及び休憩設備	<p>ア 乗車券等販売所の券売機のうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する休憩設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(イ) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵</p>

	<p>を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 軌道停留場のプラットホームは、アに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とする。</p> <p>エ 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1以下とする。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
--	--

この項では、バリアフリー法第2条第6項に規定する旅客施設（以下、「旅客施設」という。）について規定している。

- ・バリアフリー法では、旅客施設の「新築及び大規模改良」を行う場合は、整備基準への義務化が規定されているため、福祉のまちづくり条例では、「大規模の模様替え及び用途変更」のみが整備基準の対象となっている。
- ・「特定公共的施設新築等届出書」の提出先は、健康福祉部地域福祉課（県下各市町から各健康福祉センター経由）であり、審査及び検査等も健康福祉部地域福祉課が行う。
- ・公共交通機関については、バリアフリー法の整備基準を適用する。

【届出時】

- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

3 道路に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 歩道	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 勾配は、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 横断歩道、バスの停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する部分を設けること。</p>
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>

道路については、歩道及び横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）について、整備基準を定めている。

- ・(1)のイの「歩道幅員 200 センチメートル以上」は、車椅子使用者が円滑にすれ違いできる寸法である。
- ・(1)のエの「車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない」とは、歩道の切り下げ、すりつけ等を行うことである。
- ・(1)のオの「視覚障害者の利用の多い施設」とは、視覚特別支援学校、点字図書館等の他に、市町庁舎、総合病院等も含むと考えられる。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

4 公園等に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (エ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (オ) 車止め柵を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とすること。 <p>イ 1以上の改札口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 縦断勾配は、8パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、水勾配程度とすること。 (エ) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設ける。 (オ) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (カ) 園路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。 (キ) 階段を設ける場合には、当該階段は、(ウ)に定める構造の傾斜路を併設し、かつ、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、120センチメートル以上とすること。 b 手すりを設ける。 c 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 d 高低差が250センチメートルを超える場合は、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設ける。 e 段がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ク) (キ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、90センチメートル以上とすること。 b 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

	<p>c 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>d 手すりを設けること。</p> <p>e 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>f 傾斜がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
(3) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場を除き、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口又は改札口に通ずる位置で、かつ、当該出入口又は改札口との間の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設であることを表示すること。</p>
(4) 案内表示及び案内表示からの経路	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

公園等については、出入口、園路及び主要な施設について整備基準を定めている。

- ・(1)のアの(イ)の「120センチメートル以上」は、車椅子と歩行者がすれ違いできる寸法である。
- ・(1)のアの(エ)の「車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない」とは、切り下げ、すりつけ等を行うことである。
- ・(1)のアの(オ)の「有効幅員を90センチメートル以上」は、車椅子が通過しやすい寸法である。
- ・(1)のイの改札口については、1(建築物)の(9)のアの基準と同様である。
- ・(2)は、公園等の1以上の園路は、車椅子が通行できるものとする規定である。
- ・(2)の(エ)は、途中に、車椅子使用者が休息又は減速できる平坦な部分を設ける規定である。
- ・(2)の(カ)の「つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないもの」とは、格子蓋の格子穴2cm以下のものの使用や、グレーチングのピッチのすき間1.5cm以下のものの使用等による。
- ・(3)の「駐車場」については、1(建築物)の(6)のイの基準に準じて設置する。
- ・(4)の「障害者、高齢者等に配慮した案内表示」とは、表示板の高さ、文字の大きさ、色づかい、照明等の配慮、点字表示の実施などである。なお、点字表示の案内板へは点状ブロックの敷設が必要である。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・点状ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口	1以上の出入口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	<p>ア 車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、4の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は1の表(7)の項イの(カ)のaに定める構造の昇降機を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)に定める傾斜路は、1の表(3)の項アからウまで及び同表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造に準じたものとする。</p>

路外駐車場については、出入口及び車椅子使用者駐車施設について整備基準を定めている。

- ・(1)の「出入口」とは、歩行者の出入口をいう。
- ・(2)のイ及びウについては、それぞれ1の建築物の基準に準じたものとする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。